

平成26年度第2回城陽市障がい者自立支援協議会・全体会議事録

1. 日時 平成27年(2015年)2月12日(木) 午前10時00分開始
2. 場所 城陽市役所 4階 第2会議室
3. 協議事項 別紙のとおり
4. 出席委員 石原委員、大宮委員、窪田委員、坂本委員、白井委員、田島委員
西山委員、藤寄委員、古市委員、本馬委員、三木委員、山形委員
山下委員、山本委員、芳川委員
5. 欠席委員 アルデリャーナ委員、澤田委員、関川委員、吉田委員
6. 事務局
小嶋福祉保健部長、角田福祉保健部次長、伊庭障がい福祉係長、
桐障がい福祉係主任、西村障がい福祉係主任、内田運営事務局員、岸見専門部会長
竹内専門部会長、長山専門部会長、松崎専門部会長
手話通訳者・友岡、小山

1. 開 会

2. 福祉保健部長より挨拶

本日は、委員の皆さまには、何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

平素は、本市行政、とりわけ、障がい者福祉行政に関しまして、ご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、本日の会議では、障害者総合支援法の規定に基づき策定いたします、平成27年度から平成29年度までの「第4期城陽市障がい福祉計画（案）」についてご報告させていただき、ご意見をいただければと考えております。

また、昨年10月に開催させていただきました本会議の場で、途中経過をご報告させていただきましたが、今月の24日に開会されます3月議会に提案いたします、いわゆる「手話言語条例」、本市におきます題名は、「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」としておりますが、この条例について、ご報告させていただきます。

その他、協議会及び部会についての今年度の取り組みや、就労部会として新たにはじめている取り組みについてなど、数点のご報告、ご説明もさせていただきます。内容も多岐にわたりますが、よろしくお願い致します。

3. 委員紹介

改選のあった新委員として、窪田委員からの自己紹介。

4. 議事

(1) 城陽市障がい福祉計画（案）について（事務局・障がい福祉係長より説明 資料2）

城陽市障がい福祉計画について説明する。

1 ページ目について。この障がい福祉計画は平成18年度より障害者自立支援法に基づき、3年に1度作成するように定められ、平成18年度から20年度までを第1期計画、平成21年度から23年度までを第2期計画、平成24年度から26年度までを第3期として定めてきた。その間も障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行する等、障がい者を取り巻く状況は変化している。現在の第3期計画が本年度までで、平成27年度から29年度までの第4期計画の策定をするもの。

2 ページ目と3 ページ目については計画を定めるにあたっての基本理念や、サービス提供体制の確保に関する考え方。別に配布している「障がい者計画」は概要版になるが、障がい福祉計画はこの「障がい者計画」の下位の計画に当たることから、基本理念は障がい者計画と同じ。

4 ページ目と5 ページ目について。この計画の策定については、本協議会や地域福祉推進会議、さらに市内の障がい者団体や障がい福祉サービス事業所等からも報告及び意見を

伺うこととしている。また、パブリックコメントも実施している。

6 ページ目には障害者総合支援法に基づくサービスの体系を図にしたものになる。大きく分けると「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれる。本計画においては事業目標等の記載を行っていない事業ではあるが、自立支援医療の中の育成医療が平成25年度から実施主体が府より市へと移行している。精神通院医療は従来と変わりなく、府実施の事業となっている。

また、平成24年度よりサービス等利用計画について、「相談支援給付」という項目が増えている。

7 ページ目には本計画内容に関わる第3期策定時から変更されている主なものについて列記している。項目は5つある。

1 つ目はサービス支給量の基準である障がい程度区分が障がい支援区分に変更されたこと。2 つ目は障害者自立支援法から障害者総合支援法に移行する際に、サービス対象者が身体・知的・精神の3障がいであったところに難病等が加わったこと。3 つ目はケアホームとグループホームの一元化。4 つ目は障がい児通所支援給付が障がい福祉計画に盛り込まれたこと。5 つ目は地域生活支援事業において必須事業と任意事業の再編が行われたこと。

8 ページ目は障がい支援区分の判定までの流れ。

9 ページから11 ページまでは利用者負担についての説明。市独自助成としてサービス利用についての1割負担のうちの3割を独自に助成している。地域生活支援事業については利用者負担を求めている。市の独自助成の内容は、従来からの内容と変更はない。

12 ページ、13 ページ目は、本市における手帳所持者の推移。市の人口は年々減少傾向にあるが、手帳所持者は年々増加している。各等級は年度によって下がっている箇所も一部あるが、合計人数としては全て増加している。

14 ページから16 ページまでは自立支援給付の状況。14 ページ目の訪問系サービスは同行援護と行動援護については増加傾向にあるが、居宅介護と重度訪問介護は介護保険サービスへの移行が増加したため減少している。

15 ページ目の日中活動系サービスについては、全般的に増加傾向にあるが、就労移行支援については大きく落ち込み、就労継続支援A型、B型が増加しているのは、就労移行支援からの移行が進んだことによるもの。

16 ページ目の居住系サービスについて、共同生活援助が増加しているのはグループホームが新たに開所したことがある。今後も地域生活を支える基盤としてグループホームの設置が望まれる。

次に、17 ページから20 ページまでが地域生活支援事業の状況。

概ね達成しているが、基幹相談支援センターの設置ができていない。原因としては、サービス等利用計画の作成が急務であったため、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に力を入れていたことによるもの。今後整備に向け努めたい。

移動支援が計画値に比べ大きく下回ったことについては、平成23年10月から開始された自立支援給付の同行援護と平成24年4月から開始された障がい児通所支援給付の放課後等サービスへの移行が進んだことによるもの。

21ページ、22ページは第4期障がい福祉計画において、国が定めた目標値について。

21ページ目の地域移行について、第3期では3年間で1名となり、低数値で推移したが、第4期では1年間で3人、3年間で9名を設定し、国の目標が達成できるように設定した。達成のためには地域で生活するための拠点として、グループホームの設置を目指したいと考えている。入所者数についても、国の目標値を達成できるよう3年間で3名減としている。

22ページ目の一般就労への移行についても、近年数値が伸び悩んでいるところだが、現在就労部会で取り組んでいる一般企業での就労体験を活用しつつ、国の目標を達成できるよう設定している。

就労移行支援事業所の利用者数については、就労移行支援が可能な人が利用し、自立を目指せるよう、事業所と連携していきたいと考え、目標設定している。

23ページ目以降は各事業の第4期の計画値になる。

23ページから28ページ目は自立支援給付。各事業の数値については第3期の実績をもとに、人口推移、手帳所持者推移を勘案して設定している。また、設定項目として、基本的に第3期と同じだが、短期入所を福祉型と医療型に分けて作成するよう国から指定されているので、第4期からは分けて策定した。

29ページから31ページ目は今回新たに目標を立てることとなった障がい児通所支援給付。こちらは障害者自立支援法と児童福祉法の改正により平成24年度から開始された事業だが、平成24年～26年の実績をもとに、人口推移を加味して設定している。

32ページから38ページ目は障害者総合支援法に基づき、市町村事業として実施される地域生活支援事業。利用料については引き続き求めないこととしている。数値については、第3期の実績及び近年の動向をもとに設定している。第3期で達成できなかった地域活動支援センターは、平成27年度より本市に設置が予定。項目については、必須事業と任意事業の整理が行われたので、それに合わせた形になっている。

以上が第4期城陽市障がい福祉計画の説明になる。

【質疑・応答】

委員：国が提示している設定に合わせているということだが、実際達成はできるのか。

事務局：ご指摘のあった施設入所者の地域移行について、地域移行率については、市としての実績は国が提示している数値より低い数値になっている。入所、長期入院中の障がい者が地域に移行するには、地域の受け皿も必要となるので、グループホームの充実等、法人等と連携して進めていきたい。入所者の削減率については、クリアしている。22ページの一般就労移行者目標については、もう少し頑張ら

ないといけないところだが、後の報告でもあるが、就労部会の取り組みなどにより、目標達成に向けて進めていきたい。

副会長：国の基準には厳しいところもあると思うが、今後も計画の点検等お願いしたい。

委員：保護者が高齢のため、施設職員の力を借りて、何とか地域で暮らしている障がい者もいる。こういった数値だけで考えないでほしい。

事務局：現状は十分承知している。数字だけでは考えない。

委員：市の財政状況があると思う。財政状況も考えて目標を立てているのか。

事務局：地域移行支援等、財政状況が厳しいので、福祉サービスが提供できないといったものではないので、十分に考慮していきたい。

委員：長期入院患者の退院促進について、精神障がい者の対応には配慮も多く、難しいところがある。ヘルパー支援について、現在は要望に応えきれていないところもある。様々な事業所の参入も市として促してほしい。

(2) 手で輪を広げる城陽市手話言語条例の制定について（事務局・障がい福祉係長より説明 資料3、資料4）

次に手で輪を広げる城陽市手話言語条例の制定について、これまでの取り組みについて報告する。

平成26年度第1回全体会でも報告したが、本市では平成27年4月1日施行を目指し、手話言語条例の制定に向けた取り組みを行っている。

経過については、第1回でも説明したとおりだが、手話は言語であり、障害者の権利に関する条約や、障害者基本法において、「手話は言語である」と位置づけられている。しかし、手話は障がい福祉施策の1つという認識が一般的と聞かすが、言語という認識は、社会的には浸透しておらず、手話を使用する環境も十分には整備されているとは言えない。

全国を先駆けて、平成25年10月に鳥取県ではじめて手話言語条例が施行された。その後、他の市町も、手話言語条例を制定するようになってきた。

福祉先進都市を掲げる城陽市としても、手話が言語であるという理念を広く市民に周知し、また、手話が使いやすい環境の構築を目指すために、手話言語条例の制定に向けての取り組みを平成26年度より進めることとなった。

次に、2. 取り組みについて、①～⑤のような取り組みを行ってきた。2ページ目の「10月以降の取り組み・予定」の図で説明すると、条例の制定にあたっては、全日本ろうあ連盟、京都府聴覚障害者協会、城陽市ろうあ協会といった障がい者団体や、京都手話通訳問題研究会、城陽市手話通訳者会といった支援者団体、そして聴覚障がい支援部会からも部会長に出席いただき、意見聴取を10月に実施した。同じく10月には関川会長からも

意見を伺い、庁内に設置した手話言語条例（仮称）検討委員会で協議している。協議により手話言語条例骨子案を作成し、平成26年12月1日から平成27年1月5日まで、その骨子案をもとにパブリックコメントを実施。広く市民の方々から意見を伺った。パブリックコメントの詳細については、別紙・パブリックコメント実施結果のとおりだが、29人の方から50件の意見をいただいた。骨子案の内容については1件の意見があり、条例案に反映した。その他の意見では、学校等で手話機会の確保を検討してほしい等、施策についての意見が一番多く、手話言語条例が京都府に広がってほしい等、条例に期待すること、また、手話サークルとして手話の普及に積極的に協力します等の意思表示等、様々な意見をいただいた。

パブリックコメントの期間中になるが、12月には城陽市の校長会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、商工会議所の代表、そして意見聴取のメンバーに出席いただき、骨子案についての説明及び意見交換を実施した。

パブリックコメントを踏まえた最終案について、1月の意見聴取で再度協議し、同月の検討委員会において、最終案について協議した。資料4が、最終の条例案の骨子となる。

条例の取り組み等について全体会で報告し、今後は2月下旬より開催される平成27年第1回定例会に議案として提案。平成27年4月1日の施行を目指す。

条例はあくまで理念を定める言語条例となるので、具体的な施策等については、条例の施行後、5～6月を目途に手話に関する施策についての評価などを行う手話施策推進会議で協議する予定。

手話施策推進会議が立ち上がるまでは、市としては、条例についてのPRを重点的に行っていきたいと考えている。

（3）事務局からの報告（事務局より説明 資料5）

協議会の取り組みと、各部会の報告について。まず、下半期の全体の取り組みから。下半期は、市内障がい者施設見学会、市民講座、サービス等利用計画推進会議を開催した。

市内障がい者施設見学会は11月に開催。見学先は地域福祉支援センター、心身障がい者福祉センター、南山城学園彩雲館、まほら社、チェリー工房、あんだんて。あんだんては、市内福祉事業所の製品を販売するアンテナショップ。あんだんての製品を市民に知ってもらう機会になればと思い、記念品として製品の詰め合わせを配った。詰め合わせは様々なパターンがあり、非常に好評だった。昼食は南山城学園の利用者が食べているものと同じものを出した。多数の参加希望があり、30名の方が参加された。

次に市民講座について。市民講座「ひきこもりの理解と対応」を開催した。講師はあやべ若者サポートステーション・チーム絆「中丹・丹後」地域チームの町田健史氏。かつて当事者だった経験を活かし、ピアサポーターとして支援されている。民生児童委員、福祉事業所職員、市民の方等、53名の参加があった。

次にサービス等利用計画推進会議について。今年度、第3回目となる会議は、計画作成の進捗状況の確認や意見交換、また実際に作成された計画を参考に勉強会を行った。参加者は、福祉課、相談支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所等、27名の参加があった。

次に報告になるが、福祉課、事務局、専門部会長が協議会の運営のため、今年度についても事務局会議を5回、運営調整会議を4回開催した。

次に各専門部会の下半期の取り組みを報告する。部会はサービス調整検討部会、地域支援部会、聴覚言語障がい支援部会、療育部会、就労部会の5部会。

サービス調整検討部会について。第4回は入所施設において、夜間のリズムの乱れと、衣類にこだわりのある利用者の対応について検討。第5回は就労継続支援B型事業所で、マンツーマン対応が必要な利用者の支援についての検討が行われた。

次に地域支援部会について。第3回は精神障がい者の理解について、職員研修会を開催。講師は京都府精神保健福祉総合センターの熊取谷氏。部会構成員の18名が参加された。第4回は精神障がい者の日中活動について、協議が行われた。

次に聴覚言語障がい支援部会について。4回開催され、防災マニュアルの広報活動と配布について、避難訓練の実施について、手話言語条例制定に向けたの準備について、また、聴覚障がい者の理解を深める啓発のしおりの作成について協議が行われた。

次に療育部会について。第4回は部会を構成している事業所職員を対象に、ふたば園の松尾氏より「子どもの味方と療育のねらい」について講演会を開催。50名の参加があった。第5回は障がい児のサービス等利用計画を通した支援学校との連携について、実際のケースを用いて協議が行われた。療育部会は部会長からのちほど詳しく説明がある。

次に就労部会について。第6回はステップアップを目指す取り組みづくりについて、福祉事業所の見学に向けて、福祉事業所の製品開発に向けて協議が行われた。また、インターンシップ事業を実施し、㈱ナプラスの協力により、9～12月の間に6回実施し、7人の障がい者が就労体験を行った。

最後に平成27年度の取り組みについて。市内障がい者施設見学会の実施、市民講座としては危険ドラッグ等の依存症について、自閉症について等を予定している。事務局からの説明は以上。

(4) 療育部会からの報告(部会長より説明 資料6)

平成26年度の療育部会の報告について。まず、療育部会とは、城陽市内の障がい児に対する支援や課題を検討し、療育について考える部会。構成機関は福祉課を含めた12機関。主に城陽市内の障がい児を支援する事業所で構成されており、支援の現状に合わせた内容を協議している。

今年度の取り組みについては、年度はじめに抱える課題と取り組みたい内容について構成機関から意見を募った。今年度は特に、今年度の4月から本格的にはじまるサービス等利用計画と障害児支援利用計画について。他にも学校などの機関との連携や、職員のスキルアップ研修、事業所見学、制度外のサービスの情報共有等が挙げられた。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画について少し説明する。障がいを持った方がより良い人生を送るために、その人がどんな人生を送りたいか、どんな手助けがあれば叶えられるか、そのためにどのようなサービスを使っていけばいいか等、聞き取りを行い、本人及び周りの関係者と共通して支援目標を作っていくもの。今まではそれぞれの関係機関が個別に支援していたものが、利用計画が作られることにより、目標に沿って皆で応援していこうといったかたちになる。その取りまとめや方針の集約を、相談支援事業所が行う。

画面6は実際の参考例について。本人の意思で頑張れるところや、その他役割についてを誰が見ても分かるよう明確にし、足りない部分を加えながら作成する。計画の具体的な目的としては、今の課題の解決や、子どもは特に成長やライフステージによっての変化が大きいため、定期的な振り返りをし、発達段階に合わせたサービスを選んでいくこと。専門的な知見を持った担当者のアドバイスを活用し、制度内外のサービスを幅広く組み合わせて利用すること。一人ひとりの計画を立てることで、個別のサービス・支援内容を第3者的な視点から評価し実施すること、などが挙げられる。

今年度の活動内容としては、第1、2回は利用計画そのものに焦点をあてた。第1回はサービス等利用計画・障害児支援利用計画はどのようなものか基礎知識を学び、困っていること等を議論した。第2回では市内の相談支援事業所が、発表用に利用計画案を作成し、作成にあたり困ったところ、連携するにあたって気になることや不安なこと等について検討した。

第3回は1、2回を活かして、困難ケースについて利用計画を作成し検討を行った。事例については虐待ケースについて。協議のなかでは、日中通っている学校との連携の重要性について改めて課題にあがった。

第5回では宇治支援学校就学部を先生を招き、利用計画に対する理解の共有や、実際に連携するうえでの意見交換を行った。学校で作成されている指導計画との連携や、事業所職員が抱える学校に対する疑問等協議を行った。

順序が逆になるが第4回については、現場職員のスキルアップに関する取り組みとして、ふたば園の松尾副園長より実践報告形式の講演会を開催した。講演では児童に対する声掛け等、具体的な場面における着眼点、支援方法を学んだ。講演会は療育部会の構成機関を対象としたが、50名もの参加があり、非常に関心の高い、充実した講演会を行うことができた。

第6回では事業所疑似見学会を実施。大人数で多数の事業所に訪問することは難しいため、疑似見学としてそれぞれの事業所が写真やビデオで、施設の内観、外観を撮影し、

ハード面の特性や具体的な支援を5～10分程度で説明した。画面18～20がその画像になる。

疑似見学の目的としては、横のつながりを強化すること。パンフレットだけでは知ることができない具体的な様子をそれぞれが知り、事業所間のつながりを強化し、支援技術の共有を図り、事業所それぞれの強みに合わせた連携を実施することが目的になる。

以上のように、平成26年度については、法制度・利用計画の共通認識、困難ケースの共有、支援学校との連携強化、現場職員のスキルアップ、事業所間のつながりの強化の5点を狙いとして取り組んだ。

今後は、支援学校だけではなく、地域の支援学校等に通っている児童に関して、福祉サービス等の情報がうまく届いていない子どもについても検討し、部会として普通学校とも交流の機会を持っていきたいと考えている。教育機関との連携の他にも、地域のつながりの強化や、制度外の資源の共有などもある。今年度の内容を踏まえ、一歩進んだ内容に次年度も取り組んでいきたい。

【質疑・意見】

委員：サービス調整検討部会の報告のところで、施設入所している障がい者が衣服を破ることについて、理由があると思う。目的があると思うので、それを見つけて少しずつ改善をしていくことが重要。追及して検討してほしい。

副会長：こういった事例については、経過を見守ることが重要。お願いしたい。

委員：子どもの対応にあたっては、しっかりと理由を言ってあげた方がいい。また、子どもの言うことに傾聴することも大事。

副会長：それぞれ子どもが持つ独自の理由についても、しっかりと聞くことが大切。

（5）就労部会・インターンシップ事業について（部会長より説明 資料7）

就労部会・インターンシップ事業について報告する。まず、平成26年度の就労部会では、障がい者の一般就労について協議した。就労部会が出た意見としては、「市内にはまだまだ障がい者雇用している企業が少ない」、「就労継続支援B型や生活介護の利用者のなかには、能力的に一般就労を目指すことができる方がいるのでは」、「事業所の支援員が、一般就労をイメージできていないので、「この子はここまで」といった決めつけがあるのでは」といった意見が出た。意見について必要と思う活動については、障がい者雇用の実績のない企業に対して、障がいの啓発活動を行うことや、どういった仕事であれば障がい者も一般就労が可能なのかをマッチングすることや、事業所の支援員の意識改革等が意見として出た。

そこで今年度としては、インターンシップ事業の実施を検討した。インターンシップとは、企業などに研修生として働き、就労体験を行うこと。就労部会に参加している㈱ナブ

ラスが実施に協力してくれることになり、平成26年9月～12月にかけて、5事業所の7名の障がい者がインターンシップにより一般就労を体験した。

障がい者のコメントとしては、資料のとおり。はじめて障がい者の実習等を受け入れた企業からのコメントとしては、「接し方が分からず不安だったが、思ったよりうまくできた」、「時間が経つにつれコミュニケーションの仕方が分かってきた」といったもの。同行した職員も「就労継続支援B型・生活介護の利用者の可能性が広がったと感じた」「就労に対する支援員の意識が変化した」等の声があった。

部会長としては、手ごたえも感じる事ができたので、事業に協力してくれる企業を広げていきたいと思う。どういった企業が有効だと思うか、協力企業を広げるにあたっての方策や啓発活動等、意見をもらいたい。

【質疑・意見】

委員：宇治支援学校では、進路指導部が企業に対して電話や訪問によって実習先及び卒業後の雇用先を探し、職業相談室やハローワークも一緒になって企業開拓をしていると聞く。ハローワークは学校に訪問して、生徒のことを知ってくれる。就労部会でもハローワーク等の関係者を出席してもらってもいいのでは。また、市内の企業であれば、商工会議所と連携していてもいいのではないか。

副会長：府、または圏域としては、どういった取り組みをしているか。

委員：圏域の自立支援協議会にも就労部会がある。障がい者雇用等に尽力している企業で、良い変化のあった企業に対して、ハートウォームカンパニーという認定を行う。まだ8企業程度しか指定していない。就労部会には一般企業も入っており、障がい者雇用がうまくいっているケースやいっていないケースの話し合いもされる。オブザーバーとして一般企業も見学に来ることもある。

一般企業から出ていた意見で興味深かった意見としては、障がい者を雇用したことで、企業全体が良くなったというもの。障がい者を雇用したことで、企業のなかでコミュニケーションの必要性や気遣いを大事にするようになり、職場の雰囲気明るくなって、改善されたというものだった。

企業としても、障がい者雇用についてどうしたらいいのか考えている。連携は十分できると思う。

委員：法人のなかの施設で、一般就労に向けた取り組みを行っている。企業開拓は施設職員が飛び込みで行う。求人チラシから、障がい者雇用してもらえないか連絡を行ったこともある。最近は中小企業同友会からの紹介で、連携の企業が増えている。

委員：福祉センターの南側に花壇がある。城陽作業所が無償で葉牡丹を植えてくれる。農業を作業内容にしている事業所は多い。農家の高齢化も課題としてあるので、JA等と連携すれば、障がい者が普段から慣れている作業を、一般就労につなげていけるのではないかな。

副会長：障がい者の適性を見極めていくことで、農業等につなげていけば、社会の活性にもつながると思う。

障がい者が安心して地域で暮らせるよう、これからも様々な施策が必要になる。今後、協議会の必要性もますます大きくなっていくと思うので、次年度以降もよろしくお願ひしたい。

5. 閉 会

※次回の障がい者自立支援協議会・全体会は、平成27年9月開催予定。